（参考例）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に係る

受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約書

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に係る受託居宅介護サービスの提供について、委託者○○○（以下「甲」という。）と受託者△△△（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所○○○（事業所の名称）に係る受託居宅介護サービスの業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙が開設する指定居宅介護事業所△△△（事業所の名称）〔事業所番号：　　　〕に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の実施）

第２条　乙は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年１１月７日法律第１２３号）、福岡県障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成２５年４月１日福岡県条例第５７号)その他の関係法令並びに甲が定める外部サービス利用型指定共同生活援助に係る運営規程その他委託業務に係る指示事項（以下「運営規程等」という。）に従い、委託業務を実施しなければならない。運営規程等が変更された場合も同様とする。

２　前項において甲が乙に対して行う指示については、文書によりこれを行わなければならない。

３　第1項における運営規程等には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省令第１７１号）第２１３条の１２により準用される第２８条の緊急時の対応、第３６条の秘密保持等、第４０条の事故発生時の対応及び第７３条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、乙の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれるものとする。

（委託期間）

第３条　委託業務の委託期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

２　前項の委託期間の満了の日前○日までに、甲又は乙から相手方に対して契約を終了する旨の申出をしなかった場合は、委託期間はこの契約に定める同様の条件でさらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（委託料）

第４条　委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２３号）に定める外部サービス利用型指定共同生活援助に係る受託居宅介護サービス費の額とする。

２　甲は、乙の請求により、委託業務が実施された月（以下「提供月」という。）に係る委託料について、当該提供月の翌々月の末日までに支払うものとする。

（権利義務等の譲渡等の禁止）

第５条　乙は、この契約によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務を自ら実施するものとし、第三者に再委託してはならない。

（委託業務実施状況の報告）

第７条　乙は、委託業務の提供月の実施状況（提供した日時、時間、具体的なサービス等）について、委託業務実施状況報告書により提供月の翌月の○日までに甲に提出しなければならない。

（帳簿等）

第８条　乙は、委託業務に係る経費について、帳簿その他の書類を備えなければならない。

２　乙は、前項の書類をその完結の日から５年間保存するものとする。

（実地調査等）

第９条　甲は、定期的に、又は必要があると認めたときは、乙の帳簿その他の書類、委託業務に係る記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

２　乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

３　甲は、前２項に係る確認の結果の記録を５年間保存しなければならない。

（改善の指示）

第１０条　甲は、乙の委託業務の実施について、改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示するものとする。

２　甲は、前項の指示に対し、乙により必要な措置が講じられたことを確認するものとする。この場合、甲は、当該確認の結果の記録を５年間保存しなければならない。

（秘密の保持等）

第１１条　乙は、委託業務の実施に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

２　乙は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、委託業務を実施するため、甲から提供を受け、又は収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（契約の解除等）

第１２条　甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は既に支払った委託料のすべて若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この契約に違反したとき。

　(2) 委託業務を適正に実施することが困難であると認められるとき。

　(3) 不正・不当な委託料の請求又は受領があったとき。

（損害の負担）

第１３条　委託業務の実施について、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害（第三者に与えた損害を含む。）は、乙の負担とする。

２　乙は、乙がこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を甲に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第１４条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

甲　所在地

法人名

代表者職氏名 印

乙　所在地

法人名

代表者職氏名 印